

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	山口県山陽小野田市

山陽小野田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山陽小野田市経済部農林水産課
所在地 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
電話番号 0836-82-1152
FAX番号 0836-84-6937
メールアドレス nourin_n@city.sanyo-onoda.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ヒヨドリ、シカ、サル、ヌートリア、アライグマ、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山口県山陽小野田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害面積 (ha)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稲・野菜等	4.83	25,677	6,000
カラス	野菜・果樹等	0.03	1,026	365
ヒヨドリ	野菜・果樹等	3.04	77,160	4,099
シカ	造林木等	1.01	-	3,282
サル	野菜・果樹等	0.03	414	35
ヌートリア	野菜等	0.09	2,286	121
アライグマ	野菜・果樹等	-	-	-
アナグマ	野菜・果樹等	-	-	-
計		9.03	106,563	13,902

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ被害は水稲だけでなく、畑作物への被害、公園内の芝生の掘り返し等の被害も年間を通して多発している。イノシシは民家周辺や市街地での目撃もあり、生息区域は市内全体に広がりつつある。今後は防護柵の未設置箇所に被害が拡大することが懸念される。</p> <p>既設防護柵の破損箇所からの侵入もあり継続的な維持管理が必要となる。また、人への危害も懸念される。</p> <p>○カラス被害は人家付近の樹木や電柱等に巣作りが見られ、繁殖期には人への攻撃による被害報告が増えている。また、早朝より鳴き声の騒音、家庭菜園等の被害が増大している。</p> <p>○ヒヨドリ被害は果樹や野菜等を中心に、被害が増大している。</p> <p>○シカ被害は山口県西部から市内北部を中心に被害が拡大しており、北部市有林を中心に角こすり、樹木の新芽や水稲の食害が確認され、生息区域及び被害の拡大が懸念される。</p> <p>○サルの被害は果樹、野菜等が主であり、市内北部を中心に被害が拡大傾向にある。最近では市街地での目撃も多発しており、農作物だけでなく人への危害も懸念される。</p> <p>○ヌートリア被害は野菜が主である。近年、市内の河川、水路等の水辺で目撃情報も増えてきている。</p> <p>○アライグマ及びアナグマについては、目立った農作物被害は発生していないものの、目撃情報が増えてきており、今後の農林産物への被害が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値		
			(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	被害 面積 及び 金額	4.83ha 6,000千円	4.59ha 5,700千円	4.35ha 5,400千円	4.1ha 5,100千円
カラス		0.03ha 365千円	0.03ha 347千円	0.03ha 329千円	0.03ha 310千円
ヒヨドリ		3.04ha 4,099千円	2.89ha 3,894千円	2.73ha 3,689千円	2.58ha 3,484千円
シカ		1.01ha 3,282千円	0.96ha 3,118千円	0.91ha 2,954千円	0.86ha 2,790千円
サル		0.03ha 35千円	0.03ha 33千円	0.03ha 22千円	0.03ha 30千円
ヌートリア		0.09ha 121千円	0.08ha 115千円	0.08ha 109千円	0.08ha 103千円
アライグマ		-	-	-	-
アナグマ		-	-	-	-
合計		9.03ha 13,902千円	8.58ha 13,207千円	8.13ha 12,503千円	7.68ha 11,817千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>山陽・小野田地区有害鳥獣捕獲隊や山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊を編成し、有害捕獲を実施している。</p> <p>手段としては銃器、はこわな、くくりわなを用いている。</p> <p>追い払いについては、山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊を中心に警察と連携し、鳥獣用追い払い花火を使用してイノシシ・サルの追い払いを実施している。</p> <p>ヌートリアやアライグマ等の小型獣類の目撃が増加しているため、小動物に対する小型捕獲機材の貸出を行っている。</p> <p>有害鳥獣の捕獲に対して、捕獲奨励金の交付を行っている。</p>	<p>捕獲隊においても高齢化が進んでおり、捕獲従事者の確保等が課題である。</p> <p>有害鳥獣による農林水産業被害は減少傾向にあるが、被害区域は拡大傾向にある。また、出没エリアも拡大傾向にあるため、捕獲機材（はこわな等）の普及促進も図り、更なる被害対策を講ずる必要がある。</p> <p>市街地においてサルが出没し、銃器による捕獲ができない状況においては、山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊が中心となり追い払いをしているが、根本的な解決に至らないため、効果的な追い払いや捕獲を考慮する必要がある。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン等による防護柵の設置に取り組んでいる。 山陽小野田市有害鳥獣防護柵等設置事業により防護柵等の資材費の補助事業を行っている。</p>	<p>集落的な取り組みが進んできてはいるが、いまだ有害鳥獣の侵入を防ぐには至っていない。集落の中での問題意識が低く、防護柵等の設置についても連携がとれていない。 高齢化に伴い、防護柵の維持管理が困難になってきている。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>獣害に強い集落になるよう放任果樹の伐採や野菜くずの処分について助言している。 県事業を活用し、繁茂竹林伐採による緩衝地帯の整備を行っている。 出前講座等による地域単位での鳥獣被害対策の推進を行っている。</p>	<p>出前講座等を用い、正しい知識の普及に努め、地域住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組む意識の醸成が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

- ①令和6年度を基準年度とし、令和10年度の被害軽減目標を15%の減少とする。
- ②集落において、地域ぐるみの防護柵設置の指導・協力を行う。また、鳥獣被害防止総合対策事業といった国庫事業や山陽小野田市有害鳥獣防護柵等設置事業を活用し、防護柵の設置を推進する。
- ③捕獲強化対策を継続的に行っていく。また、交付金での研修会受講費補助を用い、捕獲従事者の確保を図る。山陽小野田市有害鳥獣捕獲事業補助金や交付金等を有効活用し、一層の捕獲強化を図る。
- ④ICT捕獲機材を導入することで、捕獲活動の負担軽減や効率化を図る。
- ⑤個々の農業者や住民だけでなく、地域、集落で一体となり獣害に強い集落を形成するために生息環境整備に取り組み、緩衝帯設置や放任果樹・農作物の残渣の除去、森林整備等について推進する。
- ⑥出前講座を活用し、地域ぐるみで獣害に取り組む意識を醸成し、地域単位での鳥獣被害対策を行う。
- ⑦単市補助事業の周知を行い、事業の活用を進めつつ、広範囲のほ場に関しては国庫補助事業を用い、防護柵の整備を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山陽・小野田地区有害鳥獣捕獲隊	農林業者等からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲隊が有害鳥獣の捕獲を行う。
山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊	緊急時の捕獲や追い払いを行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ カラス ヒヨドリ シカ サル ヌートリア アライグマ アナグマ	従来行ってきた捕獲対策を継続して行うとともに、ICT等捕獲機材の更なる導入を進めるとともに、狩猟免許の取得促進や人材育成を図る。 山陽小野田市有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲機材（はこわな等）の導入整備を推進する。また、小型のはこわなを貸し出し、ヌートリア等の小動物の捕獲を推進する。 ICT等を活用した捕獲を推進し、捕獲の省力化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
イノシシ	農作物被害は高い水準にあり、積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を140頭に設定する。 ・捕獲実績（頭）			
		R4	R5	R6
		110	98	102
シカ	捕獲頭数は少ないものの、目撃数は徐々に増加しており、銃器及びくくりわな等を使用した捕獲体制の強化を行う。農作物の被害軽減を図るため、捕獲計画数を10頭に設定する。 ・捕獲実績（頭）			
		R4	R5	R6
		1	3	3

サル	<p>市街地及び民家周辺での目撃数が増加している。積極的な捕獲が必要であるが、追い払い中心になるため、捕獲計画数を4頭に設定する。</p> <p>・捕獲実績（頭）</p> <table border="1" data-bbox="545 369 1353 461"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	R6	1	1	1
R4	R5	R6					
1	1	1					
ヒヨドリ	<p>近年の捕獲実績はないが、農作物被害防止のため、捕獲計画数を50羽に設定する。</p> <p>・捕獲実績（羽）</p> <table border="1" data-bbox="545 645 1353 736"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	R6	—	—	—
R4	R5	R6					
—	—	—					
カラス	<p>農作物被害や繁殖期に卵や雛を守るため人を威嚇するなど、生活環境被害が発生しており、継続的な捕獲が必要であることから、捕獲計画数を100羽に設定する。</p> <p>・捕獲実績（羽）</p> <table border="1" data-bbox="545 936 1353 1028"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	R6	—	—	—
R4	R5	R6					
—	—	—					
ヌートリア	<p>市内全域で目撃情報が増加しており、農作物被害の増加も懸念され、継続的な捕獲が必要であることから、捕獲計画数を30匹に設定する。</p> <p>・捕獲実績（匹）</p> <table border="1" data-bbox="545 1238 1353 1330"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>23</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	R6	24	23	4
R4	R5	R6					
24	23	4					
アライグマ	<p>近年の捕獲実績はないが、市内全域で目撃情報が増加しており、農作物及び生活環境の被害防止のため、捕獲計画数を5頭とする。</p> <p>・捕獲実績（頭）</p> <table border="1" data-bbox="545 1541 1353 1632"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	R6	—	—	—
R4	R5	R6					
—	—	—					
アナグマ	<p>近年の捕獲実績はないが、市内全域で目撃情報が増加しており、農作物及び生活環境の被害防止のため、捕獲計画数を5頭とする。</p> <p>・捕獲実績（頭）</p> <table border="1" data-bbox="545 1843 1353 1935"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	R6	—	—	—
R4	R5	R6					
—	—	—					

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	140頭	140頭	140頭
カラス	100羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
シカ	10頭	10頭	10頭
サル	4頭	4頭	4頭
ヌートリア	30匹	30匹	30匹
アライグマ	5頭	5頭	5頭
アナグマ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
狩猟期間を除き（鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域については狩猟期間を含む）銃器・わな等の法定猟具を用いた有害鳥獣の捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤメッシュ柵	4,000m	4,000m	4,000m
シカ	電気柵	3,000m	3,000m	3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度 ~ 令和10年度
イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみによる柵の点検や維持管理を推進する。 ・必要に応じて補修等を指導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ カラス ヒヨドリ シカ サル ヌートリア アライグマ アナグマ	有害鳥獣の生態に関する情報提供を行うなど、被害地区への理解を求め、耕作放棄地の解消指導に取り組む。 鳥獣害に強い集落になるために、放任果樹の撤去、緩衝帯の整備（繁茂竹林の伐採等）、野菜くずの適正な処分などについての助言を行う。

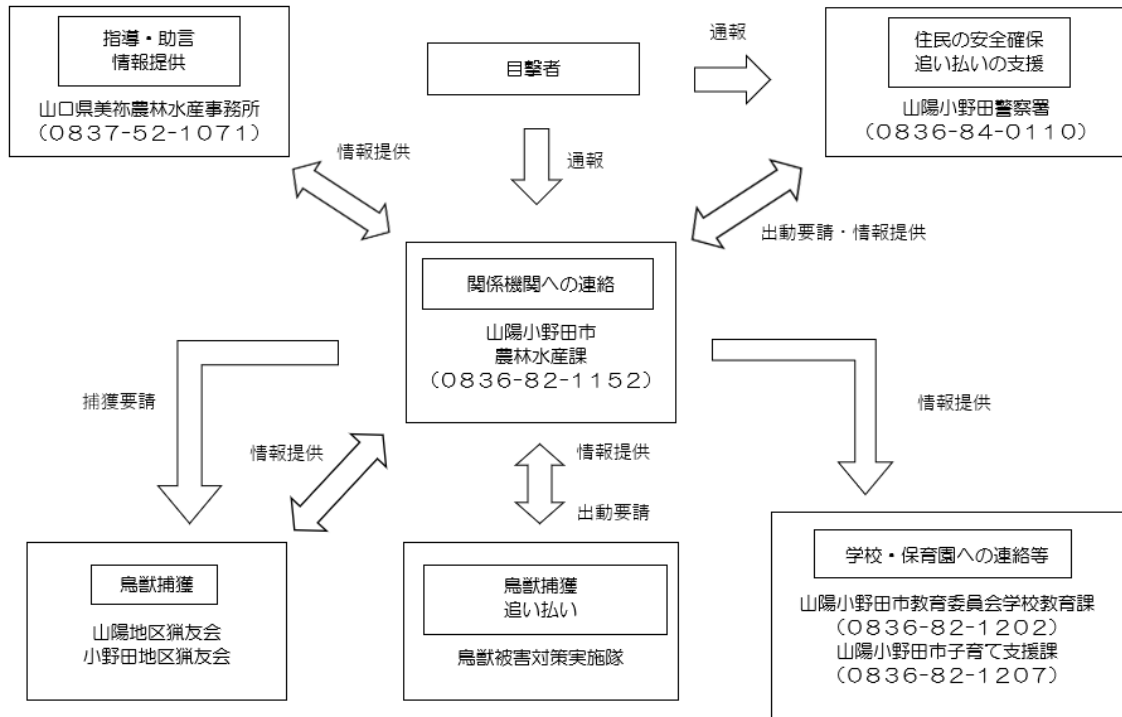
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山陽小野田市農林水産課	住民からの通報を受け、警察及び猟友会への連絡 関係機関への連絡調整・情報提供 地域住民への注意喚起
山口県美祢農林水産事務所	対象鳥獣の捕獲や追い払いに関する指導・助言
山口県山陽地区猟友会	市、警察からの連絡を受け、対象鳥獣の捕獲活動
山口県小野田地区猟友会	市、警察からの連絡を受け、対象鳥獣の捕獲活動
山陽小野田市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲・追い払い活動、地域住民への被害防止に係る助言・指導
山口県警山陽小野田警察署	住民からの通報を受け、市への連絡 住民の安全確保 出没等の情報をもとに巡回パトロール

(2) 緊急時の連絡体制

実施隊・駆除隊 出動フロー図



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・現場等に放置することなく、速やかに適切な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲個体の食品利用について市内に開設されたジビエ処理施設と連携した取り組みを検討する。
ペットフード	一部捕獲者の自家利用を除いて利用がないため、今後の検討課題とする。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

- 民営処理施設に対して、必要に応じて支援を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

- 人材育成の取組に対して、必要に応じて支援を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	山陽小野田市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
山陽小野田市農林水産課	事務局を担当、有害鳥獣関連の情報提供協議会に関する連絡・調整を行う。
山口県小野田地区猟友会 山口県山陽地区猟友会	有害鳥獣捕獲の実施。有害鳥獣関連の情報提供。
山口県美祢農林水産事務所	有害鳥獣関連の情報提供。鳥獣の保護管理に関する業務・捕獲わな等の適正な管理の指導。
山口県農業協同組合宇部統括本部	農作物被害状況の全体把握。
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護管理に関する業務・捕獲わな等の適正な管理の指導。 鳥獣の個体数の生息管理。
山口県農業共済組合中部支所	農作物被害額の実態把握。
カルスト森林組合	森林部における被害状況の全体把握。
山陽小野田市農業委員会	農家団体代表。
山陽小野田警察署	銃刀法等の指導・住民の安全対策。有害鳥獣関連の情報提供。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連情報の提供 被害防止技術、捕獲技術の指導。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣被害の相談や緊急対応、有害鳥獣出没時には追い払い活動の実施 隊員数16名（うち狩猟免許保持者10名）【令和8年3月現在】 実施隊員の人材確保や追い払い等の効率化のため、民間隊員の活用について、検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシ、シカなどの農作物被害が顕著な集落に対して、被害防止の出前講座を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を密にして被害状況を的確に把握するとともに、捕獲・防除・環境整備を基本とし、地域ぐるみで被害対策に取り組む。